

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

資料3-1

(総則)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
趣旨	—	家庭的保育事業等は、これまで本市において、実施した実績がない、または、子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事業であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
定義	—	
基本理念	参酌すべき基準	
基準の向上	参酌すべき基準	
家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	参酌すべき基準	
家庭的保育事業者等の一般原則	参酌すべき基準	
保育所等との連携	従うべき基準	
非常災害対策	参酌すべき基準	
職員の一般的要件	参酌すべき基準	
職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準	
他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準	従うべき基準	
差別的取扱いの禁止	従うべき基準	
虐待等の禁止	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用の禁止	従うべき基準	
衛生管理等	参酌すべき基準	
食事	従うべき基準	
食事の提供の特例	従うべき基準	
利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌すべき基準	
規程	参酌すべき基準	
台帳等の整備	参酌すべき基準	
秘密保持等	従うべき基準	
苦情への対応	参酌すべき基準	

(家庭的保育事業)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
設備の基準	—	家庭的保育事業は、これまで本市において、実施した実績がないことから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
専用の部屋の設置	参酌すべき基準	
専用の部屋の面積	参酌すべき基準	
保健衛生上の設備	参酌すべき基準	
調理設備及び便所の設置	従うべき基準	
庭の設置	参酌すべき基準	
庭の面積	参酌すべき基準	
防火及び避難訓練	参酌すべき基準	
職員	従うべき基準	
保育時間	参酌すべき基準	
保育の内容	従うべき基準	
保護者との連絡	参酌すべき基準	

(小規模保育事業)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
小規模保育事業の区分	従うべき基準	小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事業であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
【小規模保育事業A型】		
設備の基準	—	
乳児室又はほふく室、調理設備及び便所の設置	従うべき基準	
乳児室又はほふく室の面積	参酌すべき基準	
乳児室又はほふく室の設備	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所の設置	従うべき基準	
保育室又は遊戯室の面積	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室の設備	参酌すべき基準	
避難施設及び設備等	参酌すべき基準	
職員	従うべき基準	
準用	従うべき基準	
【小規模保育事業B型】		
職員	従うべき基準	
準用	従うべき基準	
【小規模保育事業C型】		
設備の基準	—	
乳児室又はほふく室、調理設備及び便所の設置	従うべき基準	
乳児室又はほふく室の面積	参酌すべき基準	
乳児室又はほふく室の設備	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所の設置	従うべき基準	
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場の面積	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室の設備	参酌すべき基準	
避難施設及び設備等	参酌すべき基準	
職員	従うべき基準	
利用定員	従うべき基準	
準用	従うべき基準	

(居宅訪問型保育事業)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
居宅訪問型保育事業	従うべき基準	居宅訪問型保育事業は、子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事業であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
設備及び備品	参酌すべき基準	
職員	従うべき基準	
居宅訪問型保育連携施設	従うべき基準	
準用	従うべき基準	

(事業所内保育事業)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
利用定員の設定	参酌すべき基準	事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度により新たに実施される事業であることから、国基準を八尾市の基準とすることとします。
【保育所型事業所内保育事業所】		
設備の基準		
乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所の設置	従うべき基準	
乳児室の面積	参酌すべき基準	
ほふく室の面積	参酌すべき基準	
乳児室又はほふく室の設備	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所の設置	従うべき基準	
保育室又は遊戯室及びの屋外遊戯場の面積	参酌すべき基準	
保育室又は遊戯室の設備	参酌すべき基準	
職員	従うべき基準	
連携施設にかかる特例	従うべき基準	
準用	従うべき基準	
【小規模型事業所内保育事業所】		
職員	従うべき基準	
準用	従うべき基準	

(附則)

基準項目	分類	八尾市の考え方(案)
施行期日	参酌すべき基準	家庭的保育事業等を円滑に実施するため、経過措置については国基準を八尾市の基準とすることとします。
食事の提供に関する経過措置	従うべき基準	
連携施設に関する経過措置	従うべき基準	
小規模保育事業B型に関する経過措置	従うべき基準	
利用定員に関する経過措置	従うべき基準	

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準条例

総則

項目	国基準	八尾市基準案
家庭的保育事業者等の一般原則	○家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準と同様
保育所等との連携	○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業者等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 二 必要に応じて、代替保育を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	国基準と同様
食事の提供	○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により、食事を提供しなければならない。 ○次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設(※)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者としてすること。 四 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。 五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。  (※)搬入施設…連携施設、社会福祉施設・医療機関等	国基準と同様

家庭的保育事業の設備および運営の基準

項目	国基準	八尾市基準案
面積	○乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ○専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。	国基準と同様
屋外遊戯場(庭)	○同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。 ○庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。	国基準と同様
職員配置	○家庭的保育者(※)1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(※)とともに保育する場合には、5人以下とする。  (※)家庭的保育者…市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 (※)家庭的保育補助者…市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの	国基準と同様

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準条例

小規模保育事業の設備および運営の基準

項目		国基準	八尾市基準案
面積	A型	○乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室を設け、面積は1人につき3.3㎡以上であること。 ○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ○満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室を設け、面積は1人につき1.98㎡以上であること。 ○調理設備及び便所を設けること。	国基準と同様
	B型	同上	国基準と同様
	C型	○乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室を設け、面積は1人につき3.3㎡以上であること。 ○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ○満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室を設け、面積は1人につき3.3㎡以上であること。 ○調理設備及び便所を設けること。	国基準と同様
屋外遊戯場	A型	○満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けること。 ○屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。	国基準と同様
	B型	同上	国基準と同様
	C型	同上	国基準と同様
職員配置	A型	○保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	国基準と同様
	B型	○保育従事者(※)の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人  (※)保育従事者…保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	国基準と同様
	C型	○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。  (※)家庭的保育者…市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 (※)家庭的保育補助者…市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの	国基準と同様

居宅訪問型保育事業の設備および運営基準

項目		国基準	八尾市基準案
居宅訪問型保育事業	—	○居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 二 子ども・子育て支援法の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 三 児童福祉法に規定する措置に対応するために行う保育 四 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 五 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育	国基準と同様
居宅訪問型保育連携施設	—	○居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しなければならない。	国基準と同様
職員配置	—	○居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	国基準と同様
食事の提供	—	○訪問者の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	国基準と同様

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準条例

事業所内保育事業の設備および運営の基準

項目		国基準	八尾市基準案
保育所等との連携	保育所型	<p>○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	国基準と同様
面積	保育所型	<p>○乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>○乳児室の面積は、1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>○ほふく室の面積は、1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>○満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室調理室及び便所を設けること。</p> <p>○保育室又は遊戯室の面積は、1人につき1.98㎡以上であること。</p> <p>○保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	国基準と同様
	小規模型	<p>○乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室を設け、面積は一人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>○満2歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室を設け、面積は一人につき1.98㎡以上であること。</p> <p>○調理設備及び便所を設けること。</p>	国基準と同様
屋外遊戯場	保育所型	<p>○満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けること。</p> <p>○屋外遊戯場の面積は、1人につき3.3㎡以上であること。</p>	国基準と同様
	小規模型	<p>○満2歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けること。</p> <p>○屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p>	国基準と同様
職員配置	保育所型	<p>○保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	国基準と同様
	小規模型	<p>○保育従事者(※)の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>(※)保育従事者…保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者</p>	国基準と同様